

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会 福祉士会 NEWS


No.203
MARCH.2022

ホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設 ～児童福祉法改正案が国会に上程～	1
第26回アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議が開催！	4
宮城県南三陸町から感謝状をいただきました	6
～自殺予防に関する基礎的な知識・スキルの修得を～	7
ばあとなあ活動報告書IT化について	8
都道府県ばあとなあ連絡協議会開催報告 ～包括的な支援体制と権利擁護の推進～	9
第30回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 東京大会 開催のお知らせ	10
2023年度の全国大会は「大分」で開催します	11
2021年度臨時総会（第2回）を開催します	11
生涯研修制度 2021年度専門課程修了認定申請受付について	12
意見・要望書を提出しました	14
情報コーナー	16
四谷事務局だより	16

子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設 ～児童福祉法改正案が国会に上程～

2022年2月3日、厚生労働省において第41回の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（以下「専門委員会」）が開催され、子ども家庭福祉分野の資格について、社会人ルートのみ実施する「認定資格」を創設する方針がまとまりました。今回は、子ども家庭福祉分野の資格に関する議論を中心に報告します。

社会人ルートの「認定資格」が制度化

本会は、第30回専門委員会（2021年6月29日開催）のヒアリングにおいて、（公社）日本精神保健福祉士協会、（公社）日本医療ソーシャルワーカー協会との連名で、新しい国家資格の創設は、ソーシャルワークを分野により分断することになるため反対する立場とともに、子どもを取り巻く多様な課題や環境に着目した分野・制度横断的かつ幅広い知識に基づく専門的支援を行うためにも、社会福祉士・精神保健福祉士の基盤の上に、子ども家庭福祉に関する内容を上乘せ・強化した「認定資格」の仕組みの導入を求めてきました。

今回の専門委員会では、自由民主党政務調査会の厚生労働部会での「児童福祉法改正にあたっての取

り決め」が紹介され「まずは、現在も現場で実務を担当する社会福祉士や精神保健福祉士その他保育士、相談援助等の実務経験者について、一定の実務経験や幅広いスキルや知識を身につける研修等を経て児童福祉司の任用要件を満たすための認定資格の導入を今回の児童福祉法改正案に盛り込み、職場のスキルアップや専門人材の育成を急ぎ、質量ともに、現場の強化を行う」「資格の在り方について、国家資格を含め、今回の児童福祉法改正によって導入される認定資格の施行後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の附則を設ける」などの内容が厚生労働省に提案されていることについて説明がありました。

これまでの専門委員会の議論では、現場の人材の確保や専門性の向上、子どもの最善の利益を擁護

すること、今現在困っている子どもたちを一刻も早く救うことなど、議論の方向性や考え方などはすべての委員が一致していたものの、資格の在り方など一部の論点については、なかなか合意点を見出すことができない状況が続いていました。白熱した議論が展開される中、山縣座長から資格部分への報告書の記載について「ぎりぎりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向で進めていくことも一つの選択肢ではないか」ということが提案され、結論として2つの案のうち「案②（社会人ルートのみ実施）（図2）」で「認定資格」を創設する、すなわち「社会福祉士・精神保健福祉士が子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程・研修課程を修めた場合等に対し、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構（仮称）が資格を認定する仕組み」が採用されることとなりました。

今回の専門委員会において、「案②（社会人ルートのみ実施）」で基本的な合意は得られたものの、上乘せする教育課程のカリキュラムや、子ども家庭福祉分野の相談援助や保育士の実務経験の範囲など、

引き続き検討すべき課題が残されていることから、今後、個々の課題に対して検討会が設置され、協議がなされる予定です。

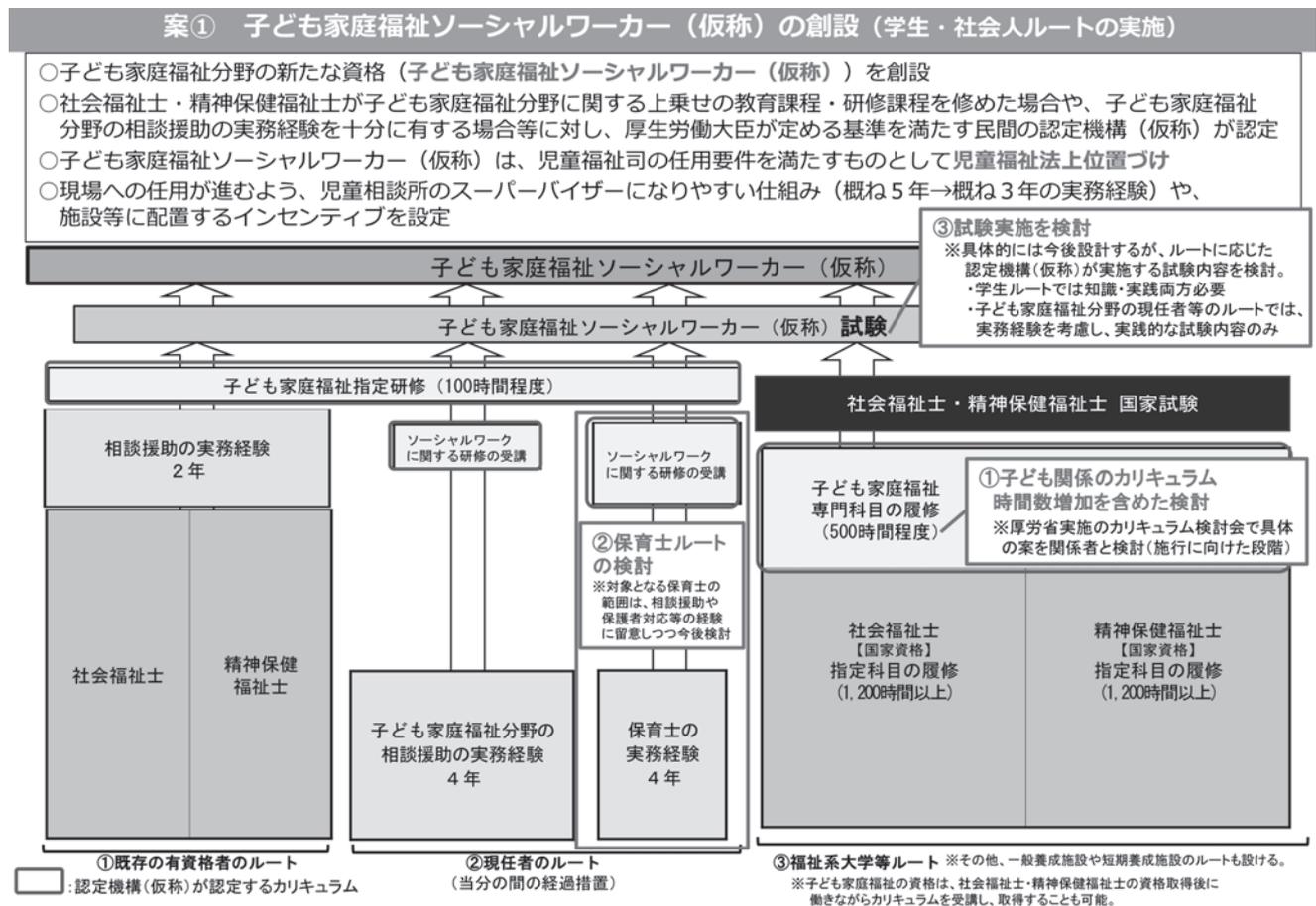
職能団体の責任を果たすために

資格に関して専門委員会で合意された内容は、社会福祉士・精神保健福祉士の基盤の上に、子ども家庭福祉に関する内容を上乘せ・強化した「認定資格」の仕組みを創設するというものであり、完全とはいえないものの、私たちの主張が認められたものといえます。

しかし、今後の検討の中で国家資格化の議論が再燃しないともいえない状況もあり、予断を許さない状況であることは変わりません。今後の取り組みによって、職能団体の真価が問われることになります。

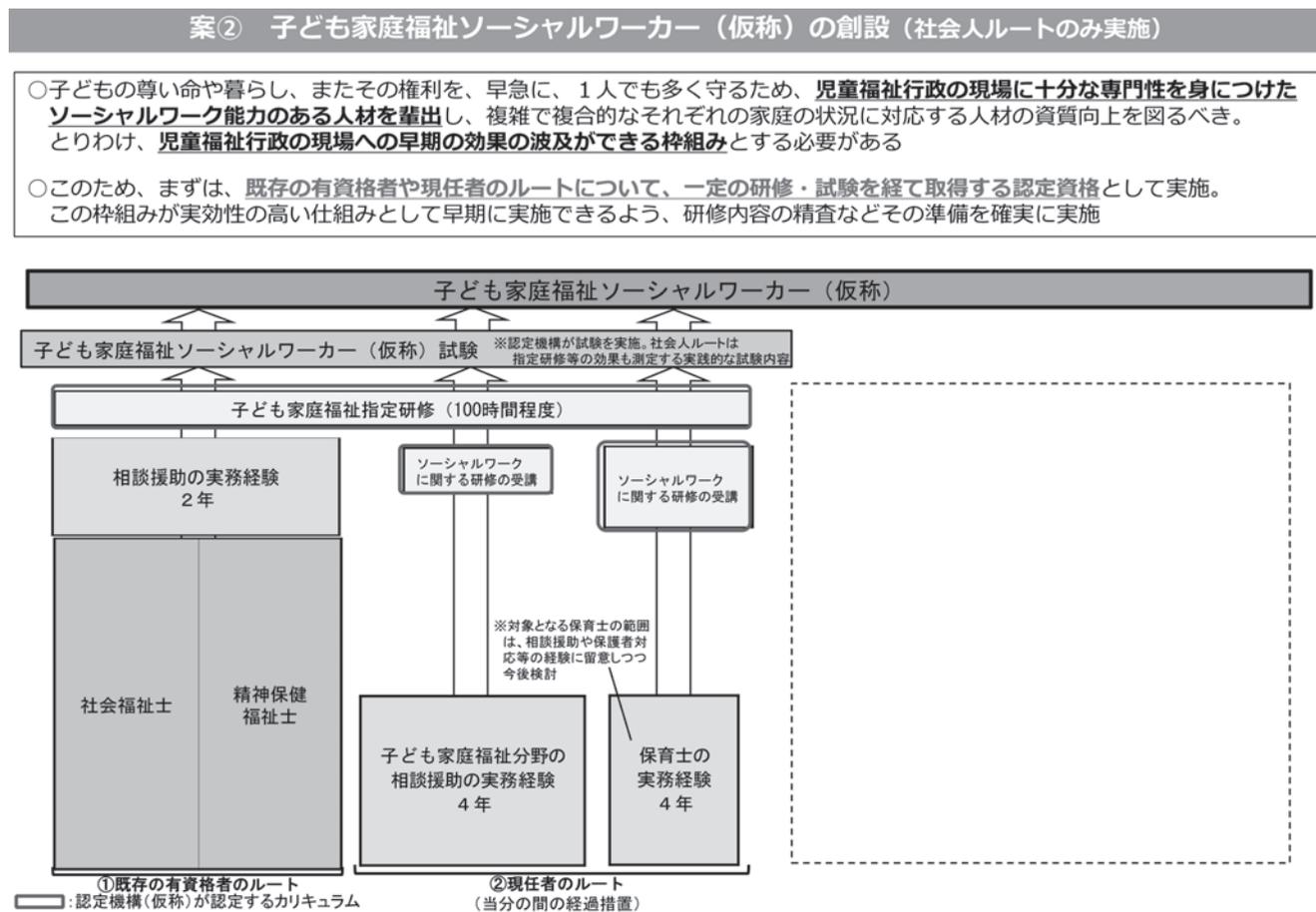
これまで本会は、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会と連携し、日本ソーシャルワーカー連盟として「子ども虐待の予防と対応研修（共通プログラム・専門プログラム）」を開発、実施をしてきまし

図1 採用されなかった案



出典：第41回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（厚生労働省）

図2 採用された案



出典：第41回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会（厚生労働省）

た。これらの実績を踏まえ、一人でも多くの子どもの尊い命を守り、暮らしやその権利をまもるため、児童福祉行政の現場に十分な専門性を身につけるための「子ども家庭福祉指定研修（100時間程度）」のプログラム開発に積極的に協力していきます。また認定機構（仮称）の創設に向けて、職能団体として責任を持って関与していく予定です。

社会的養育専門委員会の報告書は厚生労働省のホームページに掲載されています。

参考

令和3年度 社会保障審議会福祉部会社会的養育専門委員会 報告書
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23851.html

「教える」ことを「楽しめる」ようになる

2022年度 **介護教員講習会** オンライン (zoom) 開催予定

オンラインだから日本全国受講可能

社福士の活躍の場は介護分野にも！

★ベテラン・著名な充実した講師陣
★親切なサポート

仲間がいて楽しい！

詳しくはホームページを見てね！

実力がついて嬉しい！

学校法人敬心学園 職業教育研究開発センター

東京都新宿区高田馬場 2-16-6 宇田川ビル 6F
http://www.keishin-group.jp/keishin_fr/rdi/
 Tel: 03-3200-9074
 Email: supportkaikyoin@keishin-group.jp

第26回アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議が開催！

2021年11月11日から13日にかけて、国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域（IFSWAP）、アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（APASWE）、オーストラリアソーシャルワーカー協会（AASW）等の主催により、「ソーシャルワークと持続可能な開発目標（SDGs）」をテーマに、第26回アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議がオンラインで開催され、アジア太平洋地域 各国より312名が参加しました。

会議の主なプログラムは以下のとおりです。



■主な会議プログラム（概要・抜粋）

<p>11月11日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレカンファレンス 歓迎挨拶 ・謝辞 ・IFSW 持続可能な開発目標（SDGs）ポリシーペーパー発表 ・プレゼンテーション 実践から研究へ ・バーチャルポスター発表 ・出版に向けた執筆活動
<p>11月12日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者・共催団体挨拶 ・基調講演 1 「持続可能な開発を促進するために、ソーシャルワークをどのように脱植民地化し、脱構築化するか？」 ・分科会 1 子ども・若者・家族 ソーシャルワーク実践 環境と気候変動 家族と性暴力 IFSW プログラム ・分科会 2 ソーシャルワーク教育 精神保健 政策と社会的保護 IFSW プログラム ・分科会 3 男女共同参画 保健 居住 障害と高齢 ・分科会 4 精神保健 環境と気候変動 ソーシャルワーク教育 ・基調講演 2 オーストラリアソーシャルワーカー協会 2021 年度表彰 APASWE 学生ワークショップ

宮城県南三陸町から感謝状をいただきました

本会は、2011年3月11日の東日本大震災で被災された宮城県（東松島市、南三陸町、石巻市）、岩手県（大槌町、山田町、陸前高田市）において、地域包括支援センターの側面的支援を中心とした支援を実施してきました。南三陸町への支援においては、2011年4月20日から11月4日にかけて、27の都道府県社会福祉士会から117名の社会福祉士の皆さまにご協力をいただいています。

2022年1月19日、南三陸町長から佐藤町長と及川明総務課長が、本会事務局を訪問されました。佐藤町長からは「10年の復興計画を作成し、事業を進めてきたが、ほぼ今年中には終了する。海から3～4キロの場所がすべて流された壊滅状態で、マイナスからのスタートだったが、皆さんの力添えをいただきながら、なんとか新しい町ができて新しい住まいで生活している。支援にご協力いただいた皆さまに感謝を申し上げたい」とのお言葉とともに、感謝状と楯をいただきました。(写真1、2参照)

南三陸町では「二度と津波で命を失わない町をつくる」という方針の下、すべての住居を高台に移転したとのことで、1月15日のトンガ大規模噴火の影響で南三陸町に80cmの津波が到達した時にもほとんど被害はなかったそうです。現在の南三陸町の復興の進捗状況について、南三陸町のホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

南三陸町をはじめとする被災地の支援にご協力いただいた会員の皆さまに改めて感謝を申し上げます。

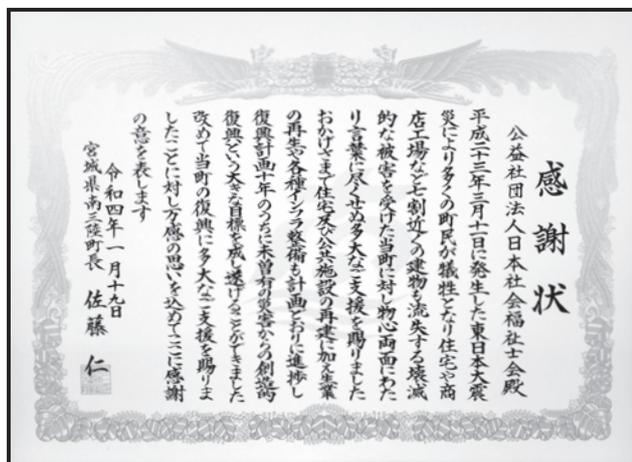


写真1 南三陸町からいただいた感謝状

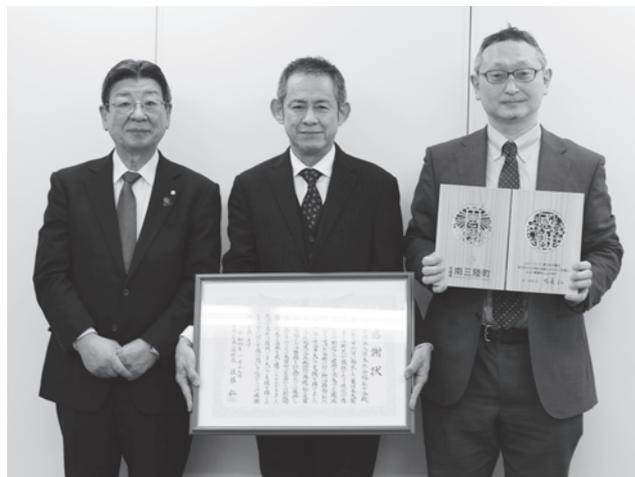


写真2 左から佐藤南三陸町長、西島会長、牧野事務局長
南三陸町ホームページ 東日本大震災からの復興～南三陸町の進捗状況～（令和3年9月1日）
<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/6,7752,c,html/7752/20211028-090002.pdf>

都道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催

近年の甚大な被害をもたらした多発する地震、風水害等自然災害に対応するため、本会では災害対応ガイドラインにそって支援活動をしています。しかし、避難所における支援を中心としたDWAT等の活躍がある一方で、その後の継続的な生活支援へのアプローチや方法についての課題があると認識しています。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、かつてのように全国から被災地支援に入ることが難しい状況も発生しています。

このような状況を踏まえ、都道府県社会福祉士会が主体となり行う被災地における生活支援へのアプローチや方法、本会の関わり方について、全国の災害担当者が有している知見を共有し、これら課題の整理と対応策について検討することを目的に2月27日に都道府県社会福祉士会災害担当者会議を開催しました。

災害対応ガイドラインは、本会ホームページに掲載しています。

URL :

https://www.jacsw.or.jp/citizens/saigaitaisaku/documents/guideline_25.pdf

3月は自殺対策強化月間です

～自殺予防に関する基礎的な知識・スキルの修得を～

自殺対策基本法では、例年3月を、自殺対策強化月間とし、国および地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。また、新たな自殺総合対策大綱においても、国、地方公共団体、関係団体、民間団体などが連携して「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進し、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

本会は、「自殺対策強化月間」の協賛団体として自殺対策強化月間に協力しています。

■自殺者数の現状

警察庁の自殺統計（速報値）に基づく厚生労働省の発表では、2021年の自殺者数は20,830人（男性は13,815人、女性7,015人）でした。

前年より自殺者数は減少していますが、依然として高い数値であり、新型コロナウイルスが影響しているものと思われます。

■コロナ禍に求められる自殺予防対策

新型コロナウイルスの蔓延は、福祉の支援を必要とする方だけではなく、これまで福祉の支援を必要としなかった方にも影響を与えています。失業による生活困窮や外出自粛で人間関係が断たれてしまった方、虐待やDVの被害が大きくなってしまった方、また、年齢や属性も様々です。

今後も、新型コロナウイルスの影響により、自殺者が増加する懸念があります。

コロナ禍だからこそ、私たち社会福祉士は「基礎的な知識・スキル」を修得し、支援を必要としている方がたの課題に向き合い、自殺リスクについても念頭に置き、適切な支援に繋ぎながら、自殺を予防する必要があります。

■「基礎的な知識・スキル」の修得を

本会は、社会福祉士の皆さんが、自殺予防に関する基礎的な知識・スキルを修得していただけるよう、次のツールおよび研修プログラムを用意しています。

(1) 『ソーシャルワーカーのための自殺予防対策入門ー適切な知識と支援スキルを身につけるー』

2021年10月、本会は『ソーシャルワーカーのための自殺予防対策入門ー適切な知識と支援スキルを身につけるー』を発刊しました。

本書は、社会福祉士が、自殺や自殺対策についての正しい知識や適切な支援スキルを身につけるだけでなく、本書で学習されたことを周囲の人たちにも伝えていただき、現場での円滑な支援が実現することを願っています。

本書の購入は、ミネルヴァ書房のホームページ (<https://www.minervashobo.co.jp/>) よりお申込みください。



(2) 生活支援アセスメントシート

ソーシャルワーク実践の中で、自殺リスクをアセスメントし、支援機関に適切につながるための支援ツールとして、「領域別シート（自殺リスクが疑われる場合）」を開発しています。

生活アセスメントシートは、本会ホームページの「社会福祉士の皆様へ」から「資料室」内の「生活困窮者支援関連情報」に掲載しています。



(3) 自殺予防ソーシャルワーク研修

本研修は、社会福祉士が、日常業務の中で自殺に関する相談に対し、適切に支援を行うための「基礎的な知識・スキル」を確認することを目的としています。この研修は、いくつかの県士会が研修主催者として、研修認証申請、開催されています。

(4) 自殺対策に関するeラーニングプログラム

本会では、自殺対策に関する次の2本のeラーニングプログラムがあります。

- ①自殺総合対策大綱の見直し
〔視聴時間：84分〕
- ②自殺対策基本法の一部を改正する法律について
〔視聴時間：90分〕

本会ホームページPick Upから「eラーニング講座」をクリックして「視聴を希望する方はこちら」からログインしてください。

ばあとなあ活動報告書IT化について

本会では、現在、権利擁護センターばあとなあの成年後見事業にかかる活動報告書の都道府県社会福祉士会（以下「県士会」）における取りまとめ・入力作業の業務負担軽減等を目的に、「ばあとなあ活動報告書のIT化」に取り組んでいます。

■趣旨と経過

昨今の総会および全国会長会議では、県士会の事務局体制の強化と支援が求められています。中でも権利擁護センターばあとなあの成年後見関係事業は、実践の質の担保に多大な労力が求められることから、その事務作業の軽減の必要が指摘されていました。2020年度に「財政基盤の確保・事務局体制の強化プロジェクトチーム」が県士会事務局を対象に実施したアンケートでは、「ばあとなあ報告書の取りまとめ・入力等作業の業務負担」の軽減を求める意見があげられ、本プロジェクトの「最終報告書」では、2021年度中に「ばあとなあ報告書のオンライン化を検討すること」が挙げられました。

また、本会後見委員会の委員からも活動報告書のIT化について具体的な提案があり、2020年7月の委員会にてばあとなあ活動報告書・統計のIT化について、論点整理を試みています。

このような状況をうけ、本会ではばあとなあ活動報告書のとりまとめと入力等にかかる県士会事務局の事務負担の軽減等を目的として、ばあとなあ活動報告書IT化に関するプロジェクトを設置し、都道府県ばあとなあにおける活動報告書の取りまとめ・入力のIT化についての検討を進めてきました。

2020年12月に県士会を対象に実施した意向調査、2021年3月の総会、5月に実施した説明会において、県士会より寄せられた意見や現状の課題等を鑑み、システム開発の方向性や内容を修正し、2021年10月の臨時総会にて、本件に関する「仕様書」と、本システムの開発費の全額と、2022年度の維持費全額を本会が負担するという、「費用負担の考え方」が

承認されました。

本仕様書に基づき、11月に事業者の公募を行い、12月に審査、1月に候補事業者とシステム開発に関する契約の締結を行いました。

ばあとなあ活動報告書IT化事業に関する仕様書、事業者公募については、本会のウェブサイトを参照ください。

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/index.html>

■今後の進め方について

現在、仕様書に基づき、活動報告書IT化システムの仕様書に基づくシステムの詳細について検討を行い、2022年秋からの運用開始を目指し、システム開発が進められています。

今後、本システムの利用方法については、都道府県士会を対象とした各種会議等にて進捗状況を報告させていただきます。

2022年9月頃をめどに、ばあとなあ名簿登録者向けに利用方法に関する動画を作成・公開し、県士会を対象とした説明会（オンライン）を複数回開催する予定です。

今後のスケジュールは以下のとおりです。

日程 (予定)	内容
2022年 8月頃	・システム（試行版）完成
9月頃	・都道府県社会福祉士会ばあとなあ活動報告書システム説明会（仮称）の開催
10月頃	・システム導入都道府県士会の利用申込開始
2023年 1月	・活動報告書IT化システム運用開始

(※2022年2月現在)

都道府県ぱあとなあ連絡協議会開催報告

～包括的な支援体制と権利擁護の推進～

権利擁護センターぱあとなあは、後見活動（成年・未成年）や虐待防止にとどまらず、広く人びとの権利を擁護するための地域の権利擁護体制の整備を推進していく役割が期待されています。

都道府県と本会の権利擁護センターぱあとなあが連携、協力してエンパワメントを中心とした権利擁護を推進していくにあたり、各地域における権利擁護実践とそこからみえる諸課題を取り上げ、全国的な協議を行うことを目的として、11月6日（土）に2021年度都道府県ぱあとなあ連絡協議会を開催し、45都道府県より117名の都道府県社会福祉士会権利擁護事業担当者が参加しました。

■基調講演「包括的な支援体制と権利擁護の推進」

今回は、地域共生社会の実現と包括的な支援体制及び権利擁護の推進をテーマとして開催しました。

まず基調講演では、同志社大学永田祐教授より、「包括的な支援体制と権利擁護の推進」をテーマに、地域共生社会の実現と包括的な支援体制をめぐる政策動向が確認されるとともに、包括的な支援体制と権利擁護支援について、成年後見制度利用促進専門家会議の検討状況を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた土台としての権利擁護支援のあり方、包括的な支援体制と権利擁護体制に一体的に取り組む効果について共有されました。

その上で、「社会福祉士会に期待したいこと」として、関係団体と連携し、都道府県、市町村に働きかけていくことの必要性、市町村福祉行政（各種計画策定）や多機関協働の仕組みに社会福祉士（会）が関与していくこと、権利擁護支援の地域づくりに協力していくことなどが述べられました。

■グループにおける意見交換「包括的な支援体制・権利擁護の推進と都道府県士会（ぱあとなあ）の取組」

2021年度権利擁護センターぱあとなあ事業につい

て、各担当理事より報告が行われた後、グループにおける意見交換「包括的な支援体制・権利擁護の推進と都道府県士会（ぱあとなあ）の役割」が行われました。グループでの意見交換に入る前に、沖縄県社会福祉士会、高知県社会福祉士会より、地域において、自治体や関係機関と連携しながら権利擁護の推進に取り組む事例が報告されました。

県士会規模別のグループに分かれて意見交換を行った後、「包括的な支援体制・権利擁護の推進」にかかる現在の取組、これから推進したい取組、必要なこと・課題についてグループからの報告が行われました。報告では、地域における各機関との連携の状況や、社会福祉士会内における縦割りをいかに解消するか、地域の権利擁護を推進する人材育成の必要性などが報告され、社会福祉士会の権利擁護センターと社会福祉士は、どのように会内の横の連携をはかり、また地域において関係機関と連携しながら取組みを展開していくか、学び、共有し、深める機会となりました。

成年
後見

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見業務を力強くサポート。



TYPE H
社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P
都道府県社会
福祉士会会員様向け

↑ぱあとなあ東京報告様式(2021年8月版)を装備

機能とポイント

- 令和3年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! 通常価格の約半額でお求めいただけます!

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2023年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。



法律とコンピューター

株式会社リーガル

http://www.legal.co.jp/

本社 TEL 089-957-0494

東京営業所 TEL 03-5360-1755

名古屋営業所 TEL 052-856-2090

大阪営業所 TEL 06-6940-3440

福岡営業所 TEL 092-432-9078

第30回 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 東京大会 開催のお知らせ

公益社団法人東京社会福祉士会 会長（大会実行委員長） 新堀 季之

～大会への参加方法は、 会場で！オンラインで！オンデマンド配信で！～

いよいよ3月10日から第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 東京大会の参加申込受付が開始となります。第30回という、節目となる大会です。東京は、全国の皆さまにお集まりいただきやすい場所だと思います。ぜひ、皆さまと親交を深め、日々の活動を労い合い、はたまた意見をたたかわせ、時に口角に泡飛ばし…などができたらと期待しておりましたが、このところの感染状況を見ると、どうなるものやらと気をもんでいます（2022年2月現在）。人智を超えた領域になりますが、ぜひ、皆さまも祈っていただくと幸いです。7月が感染の谷間にあたること、ブースター接種を受けた人が多くなり集団免疫が進むこと、おまけにタイミングよくGo to Travel が再開されることを。

そううまくは運ばないかもしれません。それはそれで、オンラインがあります。オンラインは物理的距離を劇的に縮めるものです。パンデミックは、人と人の繋がりを細くさせ、活動を制限させるという負の面が目立ちましたが、我われはICTを活用して更に世界を身近にすることができています。

新型コロナウイルス収束の見通しがいまだに立た

ない中で、本大会は、参集とオンラインのハイブリッドによる開催を予定しています。後日オンデマンド配信も行います。皆さまの大会参加の可能性を容易にし、学びの機会が広がります。

コロナ禍にありながら実践や研究を続けておられた方がたの知見に触れる貴重な機会です。ひと味もふた味もちがう、むしろ、今後の方向性を示すことになる全国大会です。

ぜひご参加ください！

【大会テーマ】 ソーシャルワークを紡ぐ

～一人ひとりがつながりを実感できる
社会への変革と社会的包摂の実現～

【日程】 2022年7月2日（土）～7月3日（日）

【会場】 ホテルイースト21

（東京都江東区東陽6丁目3-3）

【開催方式】 参集・オンラインとのハイブリッド開催

【参加定員】 2,000名(集合1,200名+オンライン800名)

※感染状況に応じて集合とオンラインの割合の変更をすることがあります。

※詳しくは、同封の開催要項をご覧ください。

分科会発表

学会運営委員会では、第30回社会福祉士学会の分科会発表、ポスター発表を3月24日まで募集しています。詳細は、本会ホームページの第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）のページをご覧ください。

全国大会プレ企画「事例研究ワークショップ」を開催します

学会運営委員会では、第30回日本社会福祉士

会全国大会（東京大会）のプレ企画として「事例研究ワークショップ」を開催します。実践力を高めるための事例検討会の開催に向けて、企画の仕方や進め方などをワークショップ形式で学びます。「事例研究の方法」は社会福祉士会の基礎研修のカリキュラムにも含まれている重要な内容です。ぜひご参加ください。

申し込み方法の詳細は、本ニュース同封の全国大会開催要項および本会ホームページの第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）のページをご覧ください。

2023年度の全国大会は「大分」で開催します

公益社団法人大分県社会福祉士会 会長 白田 晃久

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会は2023年7月1日(土)・2日(日)に大分県で開催いたします。九州は大分から全国の社会福祉士会会員の方がたへ「熱い」思いを届けるため、実行委員会を立ち上げ準備を進めているところです。

2020年に、大分空港はアメリカのヴァージン・オービット社とパートナーシップを締結しアジア初の「水平型宇宙港」となりました。2022年には大分空港から初の人工衛星の打ち上げを、さらに10年間で20回もの打ち上げを目指しているそうです。このような、ただの「おんせん県」から進化した「宇宙

のオンセン県オオイタ」で話題沸騰!の大分から皆さまのご参加を心よりお待ちしております!

【日 程】2023年7月1日(土)～2日(日)

【会 場】別府国際コンベンションセンター
(B-Con Plaza) 予定



宇宙ノオンセン県
オオイタ

2021年度臨時総会（第2回）を開催します

本会は、3月19日に2021年度臨時総会（第2回）を開催します。今回の総会も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本会事務局（東京都新宿区）とオンライン会議室で開催します。

本会の総会は、正会員である47の都道府県社会福

祉士会によって構成し開催します。都道府県社会福祉士に所属する個人会員への議案資料の配付は行っていませんので、本ニュースにおいて議事項目（案）をお知らせします。議案資料集は、本会ホームページでご覧になれます。議事録は後日掲載予定です。

議事項目（案）

I 議案

II 承認事項

第1号承認 全国大会の開催方法について

III 理事会報告

第1号報告 2022年度事業計画

第2号報告 2022年度収支予算

第3号報告 正会員に対する活動助成について

IV 事務連絡

第1号事務連絡 規程類改正

第2号事務連絡 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）

第3号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（大分大会）

第4号事務連絡 その他

生涯研修制度 2021年度専門課程修了認定 申請受付について

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。本会は、生涯研修制度を整備するとともに、さまざまな研修や情報を提供し、そのサポートをしています。生涯研修制度における専門課程修了認定申請は、研修受講やスーパービジョン実績などの研鑽内容を自身で確認するとともに、社会に社会福祉士としての責務を示すものでもあります。

『生涯研修制度2021年度専門課程修了認定申請』は、2022年4月1日から受付を開始します。

ぜひ、日本社会福祉士会の生涯研修制度をご活用ください。

専門課程修了認定申請に関する詳細は、以下をご参照ください。

■申請受付期間

2022年4月1日（金）～6月30日（木）

※郵便は消印有効、E-mailは必着

■申請対象者

1. 「第1期専門課程」修了申請

以下のすべてを満たす方が申請対象となります。

- (1) 基礎課程を修了している方¹、または基礎課程修了とみなされている方²
- (2) 専門課程修了認定申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

2. 「第2期専門課程」修了申請

以下のすべてを満たす方が申請対象となります。

- (1) 第1期専門課程を修了した方、または第1期専門課程修了とみなされている方³
- (2) 専門課程修了申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

■専門課程の対象となる単位について

2019年度専門課程修了認定申請より、申請に必要な単位の見直しを実施され、ソーシャルワーク

に関する研修であれば認定社会福祉士制度の認証研修以外の研修でも単位として申請できるなど、単位申請基準を大幅に上げるとともに、申請単位数の上限を撤廃いたしました。

専門課程の対象となる単位は、認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修や認定社会福祉士制度に基づくスーパービジョン実績のほか、認定社会福祉士制度の認証を受けていない研修（ソーシャルワークに関するものに限る）や、研修講師実績（ソーシャルワークに関するものに限る）などが対象となります。詳細については、本会ホームページに掲載している最新の生涯研修手帳をご確認ください。

生涯研修センターホームページ
(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/techo.html>)



■専門課程修了認定申請の対象期間について

専門課程修了認定申請の単位の対象期間は、2012年4月1日以降となります。つまり、2021年度専門課程修了認定申請をするには、2012年4月1日から2022年3月31日までに、所定の単位を取得していることが必要です。

■申請方法

1. 専門課程修了の申請に必要な書類について
申請に必要な書式は本会生涯研修センターホームページ (<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/shinsei/index.html>) に掲載しています。



(1) 課程修了認定申請書（様式第2号）

課程修了認定申請書の納入証明書添付欄には、振替払込請求書兼受領証やご利用明細票等を添付してください。E-mailで申請の場合は、振込年月日、振込金融機関名を必ず明記してください。振替払込請求書兼受領証の添付がなく、振込年月日、振込金融機関

※1「基礎課程を修了している方」とは、基礎研修Ⅰ～Ⅲをすべて修了した方を指します

※2「基礎課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が1回または2回の方を指します

※3「第1期専門課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が3回以上ある方を指します

名の記入もない場合は、申請書が受理されません。

(2) 研修単位記録 (シートⅠ～Ⅱ)

研修単位の記録は所定の書式に記載していただきます。記入例は生涯研修手帳に掲載しています。

2. 申請手数料および振込口座

(1) 申請手数料

専門課程修了申請手数料：5,000円

※振り込みにかかる手数料は別途ご負担ください。

(2) 振込口座

[振替用紙を使用する場合]

郵便口座番号：00170-0-610110

加入者名：公益社団法人 日本社会福祉士会

[他行から振込む場合]

銀行名：ゆうちょ銀行（金融機関コード：9900）支店名：〇一九店（ゼロイチキユウ店）（店番：019）

預金種目：当座 口座番号：0610110

口座名義：公益社団法人 日本社会福祉士会

(3) 提出先

[郵送の場合]

申請に必要な書類を揃えて、以下の送付先へお送りください。封筒の表には必ず「第〇期専門課程修了認定申請書在中」と明記してください。

送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2F

公益社団法人 日本社会福祉士会
生涯研修センター 宛

[E-mailの場合]

申請に必要な書類を添付し、kenshu-center@jacsw.or.jp宛てにご提出ください。メールの件名には必ず「第〇期専門課程修了認定申請」と記載してください。メールの件名が異なる場合は、迷惑メールとして認識され削除される可能性がありますのでご注意ください。

なお、E-mailで申請された場合、受付担当者より確認のメールを返信します（自動返信ではないため、お時間をいただく場合があります）。申請から1週間以上経っても返信のメールがない場合には、メールの未着などが考えられますので、生涯研修センターまでお問い合わせください。

基礎研修のご案内

— 生涯研修のスタートは基礎研修から！都道府県社会福祉士会で開催中 —

基礎研修を受講しましたか？

社会福祉士として研鑽されていく皆さまにとって、基礎研修を受講することのメリットはたくさんあります。まだ受講されていない方は、ぜひ受講してください。

基礎研修の受講の申し込み、お問い合わせ先は、ご所属の都道府県社会福祉士会です。

<基礎研修受講のメリット>

- ・社会福祉士に必要な、知識、価値、技術の基本を学ぶことができます。
- ・共に学ぶ仲間と出会うことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、認定社会福祉士制度の10単位を取得することができます。
（認定社会福祉士取得のためには、通常ルートで30単位が必要となりますが、基礎研修修了者は、生涯研修ルートの選択が可能となり、分野専門研修およびスーパービジョンを受けた実績の合計8単位の取得と認定社会福祉士認定研修の修了で、30単位の取得と同等になります。）
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、研修講師等として活躍していただく場が増えます。



仲間たちとともに、社会福祉士の未来を切り開いて行きましょう！

意見・要望書を提出しました

2021年10月以降に、本会では以下の意見・要望書を発出しています。11月5日の意見書についてはホームページをご覧ください。

○声明／意見・要望書

発信日	標 題	発信先など
11月5日	子ども家庭福祉分野の資格について（意見）	社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会座長（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
12月7日	子ども家庭福祉分野の資格について（要望）	厚生労働大臣（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）
12月17日	子ども家庭福祉分野の資格について（要望）	社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会座長（本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟との連名）

2021年12月7日

厚生労働大臣
後藤 茂之 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香
 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

子ども家庭福祉分野の資格について（要望）

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

現在、厚生労働省社会保障審議会児童部会に位置づけられた社会的養育専門委員会（以下、専門委員会）において、子ども家庭福祉分野の資格について議論がなされておりますが、社会福祉士・精神保健福祉士は、ソーシャルワーク専門職として、児童虐待に対して責任をもって取り組んでいきたいと決意しています。

そこで専門委員会において、子ども家庭福祉分野の資格について、議論のとりまとめをされるにあたり、下記の事項について要望しますので、どうぞよろしくおねがいします。

記

- 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士を基盤とし、その上に子ども・家庭に関する内容を上乘せ・強化した認定を行う仕組みにするべきです。
- 施策を推進するにあたっては、1. で示したような認定を受けた者について、児童相談所や児童養護施設等の配置要件として法令等に明確に位置づけた上で、その配置・活用が着実に進められるよう、加算や加配等の措置を設けることが必要不可欠です。
- 児童相談所の児童福祉司の約半数が、社会福祉士や精神保健福祉士資格を有していない現状を踏まえ、経過措置を設けることで児童福祉司の資質向上を図っていくべきと考えます。なお、経過措置については5年間程度の年限を設けることとし、早急に社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得者が子ども家庭福祉分野のソーシャルワークを担う仕組みを確立すべきです。

以上

2021年12月17日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会

座長 山縣 文治 様

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香
 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会長 白澤 政和

子ども家庭福祉分野の資格について（要望）

貴台におかれましては、平素より、子ども家庭福祉の充実に向け、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

子ども虐待は、複雑で複合的な課題があり、子どもを中心として家族や学校、地域社会との関係等、幅広いアセスメントとアプローチが求められます。様々な対象に適切に働きかけるためにはソーシャルワークの知識や技術が必要であるとの認識に基づき、ご議論頂いていますことに敬意を表します。

2015年にスタートした「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の議論から6年が経過しています。今回の専門委員会における検討は、児童相談所をはじめとした子ども家庭福祉分野においてソーシャルワークを強化する方向にあり、子ども虐待の撲滅に向けた好機であります。そのことをふまえ、以下の2点について要望いたします。

記

要望

1. 子ども虐待は、頻繁に発生しており、その撲滅に向けて、これまでの専門委員会の意見をまとめて結論を出していただきたい。
2. 多くの委員の意向である社会福祉士や精神保健福祉士等に専門的かつ実践的な研修を上乗せする形である、子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）を認証する厚生労働省案を認めていただきたい。

理由

1. 子ども虐待という喫緊の課題に対し、今回の専門委員会で結論を出すことが求められています。この機会を逃すことは、子どもの人権を守る姿勢が問われることとなります。
2. 今回、厚生労働省が提案している「上乗せ型」の場合、教育の時間数は約1700時間となり、「独立型（1200時間）」よりも大幅に拡充できます。結果、ソーシャルワークを基盤にして、子ども家庭福祉分野での十分な修学を積んだ人材を、児童相談所をはじめ、子ども家庭福祉分野に輩出することができます。さらに、人材の専門性に関する質の担保については、教員やカリキュラム内容の厳しい審査により養成教育の質を担保する方法や、学生に試験を課して習熟度を確認することが考えられます。
3. 養成校経営者の団体である福祉系大学経営者協議会は、第36回社会的養育専門委員会（2021年11月5日）へ、「上乗せ型」が望ましいとする意見書を提出しています。また、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の調査（2020年10月）でも、上乗せなどで充実・強化する方法への支持が68%（109課程）で、別の養成課程の設置支持は1%（1課程）に過ぎません。養成校は、社会福祉士や精神保健福祉士への「上乗せ型」が望ましいと考えていることを示しています。
4. 毎年、社会福祉士合格者は約11,000名、精神保健福祉士は約4,000名であり、仮にその1割が子ども家庭福祉分野を選択すれば約1,500人の子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）を輩出することになります。これは、児童相談所職員が5,000人に達していない現状を鑑みて、子ども家庭福祉分野での人材確保に十分対応できるといえます。
5. 日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会は、現在、子ども家庭福祉分野に従事しているソーシャルワーカーが高度な専門性を習得すべきと考え、職能団体として連携してモデル研修を実施しており、現任者研修を速やかに開始できるよう十分な準備をしています。

以上

学会関連情報

研究誌「社会福祉士」を同封しています

研究誌「社会福祉士」第29号を本ニュースに同封しています。本誌には、都道府県社会福祉士会会員による研究ノート3編、実践報告2編と、山形大会の抄録紹介を掲載しています。

生涯研修センター情報

2022年度成年後見人養成研修の開催について

2022年度の成年後見人養成研修の全国版開催要項を本ニュースに同封しています。

本研修は、2017年度からカリキュラムや受講要件などを変更し、成年後見制度に関わる様々な立場の社会福祉士を対象とした「成年後見人育成研修」(認証研修)と、成年後見人等の受任者を養成する「名簿登録研修」の2つに分けて開催しています。

申込方法などの詳細は、同封の全国版開催要項を参考に各県士会より送付される研修開催要項をご覧ください。

その他の情報

会員証の更新について

会員証の有効期限が2022年3月31日となっている方には、3月末日までに更新会員証(有効期限2027年3月31日)をご自宅へお送りします。ニュース送付先が勤務先の方もご自宅への送付となります。

会員証の記載事項は、会員番号・氏名・社会福祉士登録番号・有効期限です(「顔写真なし」)。3月末日までに更新会員証が届かない場合は、4月末日までに本会にご連絡ください。

会員証の再発行には手数料が必要で

紛失や記載事項の変更により会員証



の再発行(顔写真なし)を希望する場合は、500円の手数料を振り込み、会員証再発行申請書(※)の必要事項に記載し、会員証(紛失の場合は同封不要)、送付先を明記して郵便切手を貼付した返信用封筒、記載事項の変更がある場合は変更届を同封のうえ、本会に送付してください。発行手数料の振り込み先は申請書をご確認ください。

また、「顔写真入り」会員証を希望する方は顔写真(カラー4×3cm)と1000円の手数料を振り込み、お申し込みください。会員証の再発行および種類を変更した場合でも、有効期限は再発行および変更前と同じです。

※会員証再発行申請書、変更届は、本会のホームページの「よくある質問」に掲載しています。

2022年度会費引落について

2022年度都道府県社会福祉士会会費の引落は4月12日(火)です。引落手数料121円(消費税込)が会費と同時に引落になります。

また、北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県の社会福祉士会に所属する会員の会費は、所属社会福祉士会で会費引落を行いますので、会費引落日については所属社会福祉士会の会報などをご覧ください。

退会手続きについて

所属社会福祉士会の退会については、所定の退会届によるお手続きが必要で

す。下記の社会福祉士会以外にご所属の場合は本会でのお手続きとなりますので、本会へご連絡ください(連絡方法などの詳細は本会ホームページの「よくある質問」をご確認ください)。2021年度の退会希望の受付は2022年3月31日(木)16時15分までで終了します。

所属社会福祉士会が北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県の方は、所属社会福祉士会へ直接ご連絡ください。

・社会福祉士会を退会されると、会員番号および研修履歴等は削除されますので、ご承知おきください。

なお、過去の研修履歴の一部は所定の手続きによって証明することが可能な場合があります。

・ばあとなあ名簿登録者の方は「ばあとなあ名簿登録抹消申請書」をご所属の都道府県社会福祉士会ばあとなあへご提出ください。

・独立型社会福祉士名簿登録者の方は「独立型社会福祉士名簿登録抹消申請書」を本会へご提出ください。

・認定社会福祉士または認定上級社会福祉士の登録者は、認定社会福祉士認証・認定機構が認める日本国内のソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の職能を持つ団体のいずれかに加入していることが登録要件となっています。そのため、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。

・認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザー登録をしており、その推薦団体が日本社会福祉士会の場合は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなります。

住所などの変更について

氏名・住所・勤務先などに変更がある場合は、本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。市町村合併により住所表記が変更となった場合もご提出ください。

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

3月

- 12日(土)～13日(日)認定社会福祉士認定研修
- 13日(日)権利擁護推進あり方検討委員会
- 19日(土)臨時総会・第12回理事会
独立型社会福祉士委員会
- 20日(日)生涯研修センター企画・運営委員会
- 26日(土)リーガル・ソーシャルワーク委員会

後見出版PT会議

4月

- 9日(日)学会運営委員会
- 16日(土)第1回業務執行理事打合せ・第1回理事会
- 17日(日)生涯研修センター企画・運営委員会

5月

- 8日(日)権利擁護推進あり方検討委員会
- 15日(日)生涯研修センター企画・運

営委員会

- 第1回全国生涯研修委員会議
- 21日(土)第2回業務執行理事打合せ・第2回理事会

都道府県社会福祉士会 会員情報

1月31日付 会員数	44,425人
1月中 入会 会員数	8人増
前年同月会員増減数	378人増
前年同月会員増減率	0.86%増